

# 目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、  
該当ページまで移動します。

出席議員	3
第 1 会議録署名議員の指名	8
第 2 報告第10号 水道事業会計継続費精算報告書について	8
第 3 報告第11号 健全化判断比率等について	8
第 4 報告第12号 放棄した債権の報告について	9
第 5 議案第53号 平成28年度利府町一般会計補正予算	12
第 6 議案第54号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	15
第 7 議案第55号 平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算	16
第 8 議案第56号 平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	16
第 9 議案第57号 平成28年度利府町下水道特別会計補正予算	17
第10 議案第58号 平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算	17
第11 議案第59号 平成28年度利府町水道事業会計補正予算	18
第12 議案第60号 工事請負変更契約の締結について	19
第13 議案第61号 工事請負変更契約の締結について	25
第14 議案第62号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について	25
第15 議案第63号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会 共同設置規約の変更について	26
第16 議案第64号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会 共同設置規約の変更について	26
第17 議案第65号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について	27
第18 議案第66号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について	27

第19	議案第67号	宮城県市町村自治振興センター規約の変更について	28
第20	議案第68号	利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	29
第21	議案第69号	利府町教育委員会委員の任命について	30
第22	議案第70号	利府町教育委員会委員の任命について	14
第23	認定第1号	平成27年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について	34
第24	認定第2号	平成27年度利府町国民健康保険 特別会計歳入歳出決算の認定について	34
第25	認定第3号	平成27年度利府町介護保険 特別会計歳入歳出決算の認定について	34
第26	認定第4号	平成27年度利府町後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算の認定について	34
第27	認定第5号	平成27年度利府町下水道特別会計 歳入歳出決算の認定について	35
第28	認定第6号	平成27年度利府町町営墓地特別会計 歳入歳出決算の認定について	35
第29	認定第7号	平成27年度利府町水道事業会計決算の認定について	35

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成28年9月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子	君	2番	西澤文久	君
3番	後藤哲	君	4番	小淵洋一郎	君
5番	安田知己	君	6番	木村範雄	君
7番	土村秀俊	君	8番	吉岡伸二郎	君
9番	高久時男	君	10番	鈴木忠美	君
11番	吉田裕哉	君	12番	永野涉	君
13番	及川智善	君	14番	遠藤紀子	君
15番	渡辺幹雄	君	16番	郷右近隆夫	君
17番	羽川喜富	君	18番	櫻井正人	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄	君
副町長	伊藤三男	君
総務課長	折笠浩幸	君
総務課総務管理班長 兼人事法令班長	後藤仁	君
政策課長	小幡純一	君
政策課政策班長	鎌田功紀	君
政策課文化複合施設推進班長	千田耕也	君
政策課地域協働班長	星浩幸	君
財務課長	高橋三喜夫	君
財務課財政経営班長	鈴木真由美	君
財務課管財契約班長	郷右近啓一	君
税務課長	高橋徳光	君
収納対策室長	櫻井浩明	君

平成28年9月定例会会議録（9月9日金曜日分）

収納対策室収納整理班長	福 島 俊 君
町 民 課 長	庄 司 幾 子 君
町民課保険年金班長	折 笠 ゆき江 君
生 活 安 全 課 長	村 田 政 文 君
生 活 安 全 課 防 災 安 全 班 長	郷 家 洋 悦 君
生 活 安 全 課 環 境 生 活 班 長	鈴 木 啓 義 君
保 健 福 祉 課 長	菅 井 百 合 子 君
保 健 福 祉 課 健 康 づ くり 班 長	伊 藤 文 子 君
保 健 福 祉 課 長 寿 介 護 班 長	嶋 正 美 君
子 ども 支 援 課 長	櫻 井 やえ子 君
子 ども 支 援 課 子 ども 未 来 班 長	鎌 田 輝 久 君
子 ども 支 援 課 子 ども 支 援 班 長	鈴 木 久 仁 子 君
都 市 整 備 課 長	櫻 井 昭 彦 君
都 市 整 備 課 都 市 整 備 班 長	上 野 昭 博 君
都 市 整 備 課 施 設 管 理 班 長	庄 司 英 夫 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 智 君
産 業 振 興 課 農 林 水 産 班 長	鈴 木 喜 宏 君
上 下 水 道 課 長	大 友 政 一 君
上 下 水 道 課 工 務 班 長	名 取 仁 志 君
上 下 水 道 課 経 営 班 長	鈴 木 義 光 君
震 災 復 興 推 進 室 長	阿 部 義 弘 君
震 災 復 興 推 進 室 事 業 推 進 第 一 班 長	近 江 信 治 君
震 災 復 興 推 進 室 事 業 推 進 第 二 班 長	鈴 木 喜 勝 君

平成28年9月定例会会議録（9月9日金曜日分）

会計管理者兼会計室長	阿部智子君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	松尾隆治君
教 育 総 務 課 長	菅野勇君
教 育 総 務 課 総務給食班長	佐々木辰己君
教 育 総 務 課 学校教育班長	高橋活博君
教 育 総 務 課 参事兼学校給食センター所長	高橋信君
生 涯 学 習 課 長	石川洋志君
生涯学習課生涯学習振興 班長兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長	鎌田光伸君
生 涯 学 習 課 スポーツ振興班長兼館長	佐藤浩幸君
生 涯 学 習 課 図書振興班長 兼図書館長	庄司敦君
代 表 監 査 委 員	宮城正義君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴木正敏君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴木則昭君
主 幹	櫻井涉君
主 任 主 査	利玲子君

---

議 事 日 程 （第3日）

平成28年9月9日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第10号 水道事業会計継続費精算報告書について
- 第 3 報告第11号 健全化判断比率等について
- 第 4 報告第12号 放棄した債権の報告について

- 第 5 議案第 5 3 号 平成 2 8 年度利府町一般会計補正予算
- 第 6 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 7 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第 8 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 9 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度利府町下水道特別会計補正予算
- 第 1 0 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第 1 1 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度利府町水道事業会計補正予算
- 第 1 2 議案第 6 0 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 3 議案第 6 1 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 1 4 議案第 6 2 号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について
- 第 1 5 議案第 6 3 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 第 1 6 議案第 6 4 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 第 1 7 議案第 6 5 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について
- 第 1 8 議案第 6 6 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 1 9 議案第 6 7 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
- 第 2 0 議案第 6 8 号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 2 1 議案第 6 9 号 利府町教育委員会委員の任命について
- 第 2 2 議案第 7 0 号 利府町教育委員会委員の任命について
- 第 2 3 認定第 1 号 平成 2 7 年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 4 認定第 2 号 平成 2 7 年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 5 認定第 3 号 平成 2 7 年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 6 認定第 4 号 平成 2 7 年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 7 認定第 5 号 平成 2 7 年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 8 認定第 6 号 平成 2 7 年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 9 認定第 7 号 平成 2 7 年度利府町水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成28年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、11番吉田裕哉君、12番永野 渉君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

---

日程第2 報告第10号 水道事業会計継続費精算報告書について

○議長（櫻井正人君） 日程第2、報告第10号水道事業会計継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第10号水道事業会計継続費精算報告書についての報告を終わります。

---

日程第3 報告第11号 健全化判断比率等について

○議長（櫻井正人君） 日程第3、報告第11号健全化判断比率等についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第11号健全化判断比率等についての報告を終わります。

日程第4 報告第12号 放棄した債権の報告について

○議長（櫻井正人君） 日程第4、報告第12号放棄した債権の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。13番及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、債権の報告ということで去年9月にこれは条例を定めたものであると思われませんが、今回初めての報告ということで学校給食費の収入と水道料金、それぞれ行方不明と取立費用不足ということで債権放棄の手続をとるということでございますけれども、まず1つは、私債権のこのような類いの例については時効が2年と、この備考欄にも書いておりますけれども、まず1つは、この時効の2年をさかのぼって学校給食は平成10年度から整理していると。それから、水道料金は平成15年度から、取立費用はそれぞれ平成17年度からということで、かなりさかのぼってやっているのはなぜかということと、それからあと、取立費用の不足ということで水道料金ですね、これは1件当たりということで平成18年度分は4万8,000円ということで、これは条例を見ると、取り立てに要する費用に満たないときは債権を放棄するということになってはいますが、どこを基準にして少額ということで捉えて放棄したのか、1件で4万8,000円というとなんか少額とは思えないような気がするんですが、それは規則を定めてそれに従って事務処理をしているということであると思うんですが、それらについて伺いたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。経営班長。

○上下水道課経営班長（鈴木義光君） 13番及川議員の御質問にお答えいたします。

水道料金の債権放棄についてですけれども、平成15年度にさかのぼって行っているというところでございますが、水道料金につきましては、平成15年10月の最高裁の判決によりまして私債権という判断がなされたので、それ以降の分について条例の第12条に該当するものについて放棄を行ったものでございます。

次に、取立費用不足でございますが、こちらの資料に6人ございます。平成18年度と平成19年度につきましては重複しておりまして、同じ人物でございますので、実人数は5人となります。いずれの方につきましても死亡されている方でありまして、債務者が死亡した場合で相続人がいない場合をここに該当させております。その場合ですが、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てることができるんですけれども、その際に予納金というものが必要になり

まして、その金額が相場で30万円から50万円という金額がございます。その費用との比較でこの第3号に該当させているものでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 学校給食センター所長。

○教育総務課参事兼学校給食センター所長（高橋 信君） 13番及川議員の質問にお答えします。

学校給食費収入なんですが、平成10年度から未納がありまして、それ以降、毎年のように未納があります。それ以前については未納がありませんので、債権の放棄には該当しておりません。以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 水道料金については承知、わかりました。同じ人物で裁判のそういう費用が総額的にということの意味だと思うんですが、裁判に高額な費用がかかるということで債務者死亡の場合ということで理解いたしました。

学校給食のほうは今の説明でちょっとわかりづらかったんですけども、平成10年度以降ということで、先ほど私債権の判断は水道の場合、平成15年10月なんですが、平成10年度から債権があった人を、債務者ですね、あった人の分だという答弁のように今聞こえたんですが、だからなぜ平成10年度までさかのぼったのかということをお答え願いたいというふうに思います。

それから、それに加えて、こういう方たちに債権を放棄しましたよという周知という方法はあるのかどうか、例えば官報とかそういういろいろな方法があると思うんですが、いない人はどういうふうにして債権放棄するのかどうか、それを教えてください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。学校給食センター所長。

○教育総務課参事兼学校給食センター所長（高橋 信君） 13番及川議員の再質問にお答えします。

なぜ平成10年までさかのぼったかということなんですけれども、今まで督促状とか訪問なんかをしているんですけども、なかなか住所等もつかめない状況が長年続きまして、債権管理条例12条で施行になりまして、それで今回放棄したので報告するという事になっております。

それから、あと周知のことですけれども、行方不明ということで、周知するにしてもこれから考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 行方不明者あるいは死亡者、その他、いろいろな事情で取れない方たちということなのですが、個人の特定はなかなか難しいと思うんですが、しかし債権条例を定めたからには、やはりそういうふうにならぬ方法を持って周知することが債権管理の大事な部分であると思いますので、そこはやっぱり周知する方法を何らかで考えていただきたいというふうに思います。

それから、学校給食の件なんですけれども、平成10年から督促を何回もしているからなかなかという話でまた再度同じような答弁になったんですけれども、時効が2年ということで明確な違いが、水道料金は平成15年10月に私債権ということで平成15年度から始まっているんですが、私債権の同じ範疇に入ると思うんですけれども、学校給食費だけが平成10年度にさかのぼって債権放棄をしているということでございますけれども、それはなぜかということで再三お尋ねしているんですが、なぜ平成10年度までさかのぼっているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 学校給食センター所長。

○教育総務課参事兼学校給食センター所長（高橋 信君） 13番及川議員の再々質問にお答えします。

平成10年度から債権が残っておりますので、一応さかのぼっております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 13番及川議員の御質問にちょっとお答えします。

この取り扱いでございますが、平成9年度まで不納欠損という形で税金に準じてちょっと処理をしております、それ以降、私債権というのが明確化されて税金とは違う取り扱いだというふうになりまして、平成10年度以降はそういうことができないというふうな形になりましたもので、一応給食費については平成10年からそういうふうな形で鋭意やってきましたんですが、そしてこのたび私債権の管理条例というふうな形が制定されましたものですから、今回そういうふうな形での処理をさせていただきたいということでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 当局は、議員の質問に対してしっかりと把握して答弁するように。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第12号放棄した債権の報告についての報告を終わります。

日程第5 議案第53号 平成28年度利府町一般会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第5、議案第53号平成28年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、わかりやすく簡潔に行ってください。なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合は一巡した後にお願いします。また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。13番及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、2点お尋ねします。

12ページ、13目の情報政策費の件でございます。説明を受けたときは備品購入費1,278万9,000円、これはパソコン45台の購入の分の予算ということでお伺いしたんですが、これは多分入札でやっていると思われるんですけども、45台で単純に割ると単価は28万4,200円ということになるんですが、これはかなり高どまりというか、これはなぜこんなに高い金額、パソコンのほかにあるのか、それともシステムとかそういうものが何か入っているのか、節でいうと備品購入費になっているので備品以外はないと思われませんが、その単価がちょっと高どまりになっているのでお伺いいたします。

それから、18ページの自動車等駐車場管理費でございますけれども、これの13節の委託料、これは57万円を計上しておりますが、説明によりますと、この字面で見ると町営駐車場の事前精算機管理業務委託料、収納業務委託料も上にありますけれども、下にその「事前」という言葉が入っていて、これはどういう意味で事前精算機保守点検業務ということになっているのか。

多分、7月の条例改正のときの価格の改定というか、駐車料金の改定に伴って計上したものだと思われませんが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。政策班長。

○政策課政策班長（鎌田功紀君） それでは、13番及川議員の質問にお答えいたします。

セキュリティー強化に関する今回の備品購入でございますが、パソコン、こちらのほうは45台購入するというようなことでございます。そのほか付属品といたしまして、そのパソコンの環境設定のメモリーの拡張であるとか、関連するOffice関連の追加のソフト、それからあと、今回机の上に2台のパソコン、情報関係を扱う部署においては1人で2台のパソコンが机

上に置かれるというようなこともありまして、そのスライダーと言われるパソコンを2段重ねにする、それで引き出して使用していくというようなスタンドであるとか、そういう付属品も含めての予算設定というような形にさせていただいております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（庄司英夫君） 13番及川議員の御質問にお答えいたします。

町営駐車場の事前精算機というものは、現在、駐車場の出口2カ所に精算機を設けてございますが、その精算機については千円札及び硬貨のみの使用となっております。事前精算機は、駐車券を持っていればその場で精算できるということで、新たに精算機を設置するものでございます。その精算機に係る徴収収納業務委託、管理業務委託、保守点検業務委託を新たに計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） パソコンのほうなんです、確かに2台分ということらしいんですが、2台のパソコンがないと機能しないということとそのメモリーの拡張ということなんです、これを合わせても、2台のパソコンとそのメモリー拡張のソフト、スライダーつきを合わせても若干高いんじゃないかなと思われる。

つまり、契約の単価は数量の高によって決まりますので、実例価格があると思うんですが、これは新しい2台分のセットのパソコンだということで高いのかもしれませんが、事前にもっと予定価格設定のときに厳しく査定すべきではないかと思えます。今から入るんでしょうけれども、かなりちょっと単価当たりが高いと思われまますので、その辺の検討をされてはいかがかと思えます。

それから、事前精算機については了解しました。新しく、歩いてというか、駐車して外に出てから戻るときに、今までは車に乗ったままで精算しかなかったけれども、出る前に精算すると、そういう機械を取りつけるということでございますね。了解いたしました。

○議長（櫻井正人君） 答弁は必要ですか。（「はい、パソコンだけ」の声あり）政策班長。

○政策課政策班長（鎌田功紀君） それでは、及川議員の再質問にお答えいたします。

パソコンが少し高いのではないかとというような御質問でございますが、今回のパソコンについても、ちょっと家庭用のパソコンとは違いまして業務用のパソコンというようなことで、スペック的にも高スペックなもので、一般の市販されているパソコンよりは当然高いというような形にはなってしまいますが、そのほか関連するソフトの経費についても今回予算計上した段

階では複数社から参考見積もりをとった形で計上をさせていただいております。

当然入札というような形になりますので、前回行ったインターネットの分離のときにも入札の形式をとったんですけれども、入札すると大分下がるというようなこともあります。その辺、もう一度入札に出すときにはきちんと精査しながら業務遂行してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。11番吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 2点お尋ねいたします。

12ページの財産管理費、公有財産外柵整備工事について神谷沢グラウンドだという説明がなされました。これの内容、総延長であったり位置であったり構造を御説明いただきたいと思えます。

5月に議会報告会をやった際にも、地域住民、地域の役員さん方から、神谷沢グラウンドで少年野球などをやるとボールが民家に当たるといような声を議会側にもいただいております。それに対応したものになるのかどうかも含めてお尋ねいたします。

あと、20ページの中学校費の学校施設費の中で利府中学校テニスコート整備工事が行われるということで、この工事は結構なんですけれども、これに伴って決算を見ますと、館球場では年間約900名以上の方が、主に少年野球でしょうけれども、こちらも利用されていたと思うんですが、そういった方々に対する今後の対応をどうしていくのか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。管財契約班長。

○財務課管財契約班長（郷右近啓一君） 11番吉田議員の御質問にお答えいたします。

まず、神谷沢グラウンドの外柵整備工事でございますが、議員の報告会にありましたとおり、バックネットが老朽化しております。あと木柱ですね、これも根腐れ等を起こしております危険であるということから、このたびそれらの構造物を撤去しまして、高さ2メートルのネットフェンスを外周140メートルにわたり整備するものということでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目。スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼館長（佐藤浩幸君） 11番吉田議員の質問にお答えいたします。

館グラウンドの今後の周知ということでございますけれども、一応これまでも町営墓地の関係で道路拡張工事があり、使用を中止して利用者の方に周知している経緯があります。

それから、テニスコートにつきましては、暫定的な整備ということで伺っておりますので、

その辺も引き続き利用者に御理解いただけるように周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 先日、利府中の体育祭で町長御挨拶の中で、テニスコートの暫定整備を行って、将来的には利府中学校のグラウンドを拡張したいというお話をされておりましたが、その辺の計画をどこまで今考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（佐々木辰己君） 11番吉田議員の再質問にお答えいたします。

テニスコート絡みの利府中学校の拡張工事でございますけれども、現段階では文化複合施設の建設と並行しながら進めております。内容的には細部までまだ固まっておりませんので、現段階ではこのようなこととなっております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第53号平成28年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第54号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第6、**議案第54号平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第54号平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第55号 平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第7、議案第55号平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第55号平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第56号 平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第8、議案第56号平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第56号平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第57号 平成28年度利府町下水道特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第9、**議案第57号平成28年度利府町下水道特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第57号平成28年度利府町下水道特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第58号 平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第10、**議案第58号平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第58号平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第59号 平成28年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第11、**議案第59号平成28年度利府町水道事業会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 債務負担行為について、先日全員協議会で説明いただきました水道料金等徴収関連業務を民間委託するという事なんですけれども、効果額が小さいのはやむを得ないとして、何かしら民間委託することによって住民側のほうのサービス向上になるような取り組み、現段階では検討されていますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 経営班長。

○上下水道課経営班長（鈴木義光君） 11番吉田議員の御質問にお答えいたします。

委託に伴うメリットということでございますけれども、住民にとってのメリットということになりますと、例えば、今回事業者の選定におきましては公募型のプロポーザルを予定しておりますので、それによって事業者からの提案によって窓口時間の延長であったり、休日の開庁、そういったメリットがございます。または、災害時の応援であったり、あとは検針時の見回り、そういったところのメリット等もございます。あとは、先日の説明資料にもありましたように、徴収率、収納率の向上、そういったメリットもございます。そういったところで現在考えております。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 今お答えいただいたんですけども、他市町村の事例を見ますと、土曜日も開業しているというところがあったり、夜遅くまで、遅くといっても短い時間ですが、通常より長く開業して受け付けに取り組んでおられるところもありますので、ぜひその辺、取り組んでいただきたいなと思います。

答弁は要りません。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第59号平成28年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第60号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第12、**議案第60号工事請負変更契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番高久時男君。

○9番（高久時男君） 今回4回目の契約変更ということなんですけれども、初回2億1,900万円の契約から今回4回目の契約変更で約倍増の4億円となっております。たびたび変更契約を行っているんですけども、ここに至った経緯というものの説明をお願いします。

○議長（櫻井正人君） 工務班長。

○上下水道課工務班長（名取仁志君） 9番高久議員の御質問にお答えします。

今回2億1,000万円から4億円に至った経緯ということでございますが、今回の4回目の変更については、北の川国道45号線から上流側ですね、こちら側の工事でございます、ウツミ水産の裏からJR東北本線、ここまでの間で民家が水路にくっついている部分、こちらの部分について家屋側の影響を最小限にするために地盤改良、薬液注入工事ですね、こちらを追加し

ております。

それから、JR東北本線の北側の部分、約12メートルの延伸をしております。

あと、ウツミ水産裏の既設の橋、こちらは当初、今の橋を撤去しましてボックスカルバートで施工する予定でしたが、この工法で行いますと、昼夜間通行どめという形になりますので、住民の生活に影響が出るということで、昼夜間ではなくて夜間は通行できるような形での工法への変更ということで、既存の橋台のかさ上げに対して床板を載せるというふうな工法に変更しております。

あと、西側の西の川ですか、あのほうに関してもL型の擁壁、こちらの設置を予定しておりましたが、L型擁壁の裏側の地盤がかなり悪いという部分が出てきましたので、こういった部分の地盤改良、こういったものを入れた関係上、大きく変更という形になっております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） さまざまな工事があって、例えば地中を掘らなければわからないというような工事もありますけれども、今回のこのケースに関してはある程度目視で初回から判断できたんじゃないかなと思います。

初回のこの設計見積もりはどこが行ったのか、甘くはなかったのか、その辺の見解をお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 工務班長。

○上下水道課工務班長（名取仁志君） 高久議員の再質問にお答えします。

最初の設計が甘くなかったのかということなのですが、地盤のボーリング調査、こちらに関しては水路前端付近でやっておりますが、実際、工事に入ったときにその水路の前端から民家側、こちらのほうが急激にその岩盤線が落ちているというふうな形になっていたものですから、その部分で家屋に対する影響を考慮しまして地盤改良等を入れたということでございますので、当初の基本的な設計に関しては問題はないのかなとは思っております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） 問題がなかったと思いますということなんですけれども、前回、初回の契約からほぼ倍増の4億円を超えているんですね。しっかりとした設計と見積もりを行ってもらいたいなと思っております。

あと、工期も約2年延びているんですね、この工事。たびたび納期変更の契約を行っており

ますけれども、この施工業者、まずこの施工能力的なものに誤りはないのかどうか。たびたび納期変更をしておりますけれども、その段階で1回目の納期変更ということでなぜ全てのその工事の内容を把握できないのか、その辺の見解をお願いします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） 9番高久議員の御質問にお答えいたします。

工期が結構延びたんじゃないかということなんですが、この工事は3年間の継続費で工事を行っておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。及川智善君。

○13番（及川智善君） 今の高久さんの質問を受けまして、確かに変更契約というのは現契約に対して変更するというので、1回目の変更のときに精査すると。2回目で大体工事ができ上がって、今回4回目ということでまれな契約だなというふうに思います。つまり、中身が突発的なのか、計画的なのかということに分けると、突発的なことが多いということのお話でした。だけど、今聞きますと、工法とか、かさ上げがとか、民家が接近していたとか、地盤がどうのこうという、いろいろ契約前の調査である程度判明するところはあると思うんですね。

だから、これは発注するときに、現契約のときが一番大事なところなんですが、平成26年のときにしっかりとそういうところを精査すべきであったということが1点、指摘しておきたいと思います。

それから、お聞きしたいのは、この2年間、契約履行中に検査・検収業務、町が発注する側として必要の都度、職員あるいは専門家に検査してもらおうと、契約の履行期間中にですね。それから、竣工検査。それから、あと履行中の監督業務、これも大変重要なポイントだと思うんですが、この辺については問題なかったのかどうかお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 工務班長。

○上下水道課工務班長（名取仁志君） 13番及川議員の御質問にお答えします。

検査ということでございますので、基本的に3年間の繰り越し事業ですので、基本的には各年度ごとに町の検査官による出来高検査を実施しております。

それから、各工種ごとに出来高検査、こちらについては町の職員がその都度、立ち会い要請に基づいて検査、確認を行っているというふうな形になっております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） わかりました。誠実に履行しているということでございますけれども、これだけ何回も変更契約になるということは何らかの見落としとか、見誤りというまではいきませんけれども、見積もりに甘いところがあったんじゃないかなというふうに思います。

だから、そうですね、検査、検収にやはりこれだけ何回か、1回、2回、3回、4回ということでございますので、専門の例えばこういう土木関係あるいは下水道関係の部外の検査官とか監督官というか、まあ検査官ですね、に見てもらふ必要性もあったのではないかなと、振り返ってみるとですね。

やはりさっきも高久さんが言っていましたけれども、工期も延びて価格も倍になっているということであれば、途中で何らか専門家の意見を伺うという必要もあったのではないかなというふうに思いますが、この点についてはいかがですか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁。上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） 13番及川議員の御質問にお答えいたします。

専門の方に見てもらってはどうかということでございますが、利府町の検査、専門に行っている方に毎年度各検査をしていただいておりますので、その辺は今のところ考えてはいなかったということでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 検査官の方は部内の方でやってらっしゃる、それも工事かなり経験を積んでいると、見る目も持っているということでございますけれども、やはりこれからは工事の専門性がかなり深くなっていくということも、いろいろな工事の多様性ということが出てきますので、それも検討していただきたいなというふうに思います。

何も検査・検収業務というのは中にいる人だけということに限りませんので、つまり中にいる人は、要するに部内の人を使うのは人件費もかかりませんし、そういう部分で言うと経費がかかりませんので、それは中の人でやってもらうという考え方はわからないわけではありせんけれども、しっかりした部外者の目も必要かなということで今後検討していただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

一応、検査という形で他の部署に検査していただいておりますので、考えてはいないんですが、検査する部側でほかの部署に依頼という形も、その辺につきましてはその担当部署と今後

お話をして、その辺大きい工事ではないんですけども、その辺もちょっと考えていければなというふうには思います。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） この件に関しましては、今担当から申しあげましたように、これは技術的な要因ではなくて、あそこはいつも水害常襲地帯であります。そのためにこれまではボックスカルバート工法での計画を進めておりましたが、そうするとあの生活圏内、道路が通れない、そしてあの住民が使えない、そういったことも考慮して今度は橋をかけるという工法に変更したということでございますから、その辺も御理解をお願いしたいと。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。6番木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今回の工期延長、平成27年度で終わる予定が1年間伸びたということがあるんでしょうけれども、実際、現場の土質条件の把握とかそういうことが必要だったんだろうなど。当初設計でそれがかめなかったから、現場に入ってから確認するというのはわかるんですけども、ただ、今回のこの契約書の提案で見ると、この図面と内容からその分がどこで増額変更になったのか、2億1,000万円から今回2億9,000万円になって4億2,000万円、4割増しの変更となっているんですけども、どの工種で変更になったのかとかがちょっと見えない。要は、エリア的には上流部のトンネルの上まで伸ばしたよということが一つある。あとは、歩くところの分の夜間の分を通行するためにボックスから変えたと。

実際にやっぱり増額の原因というのがもっと、さっきの地盤の改良であったり、岩盤の話であったりということがあると思うので、ぜひやっぱりその説明をきちっと出してほしいなというふうに思います。実際に現場でかかっているのは、今現在皆さんがやっている部分でごまかしてとかはないと思うので、やっぱりその実際にやった部分が私たちに理解できるようなそういう説明資料の工夫というものをしてもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。工務班長。

○上下水道課工務班長（名取仁志君） 6番木村議員の御質問にお答えします。

今回の増額になった細かい各項目ごと、どういう感じなのかということなので、それについてお答えします。

まず、北の川第1排水区、こちらについては水路の延伸部分、それから橋梁の工法変更、それから地盤改良工、それから工期が当初2年の予定ですが、9月まで延びておりますので仮設材という、要は水路を掘るために土どめ工をするんですが、こういったものの仮設材のリース

代、こちらが日数が延びておりますので、こういったもので大きく変わっております。

それから、当初上流側、回水路で工法を検討しておりましたが、昨年12月にボックスに変更しておりますので、この際に山側の雨水の逃げ道、こちらをつくるためにそれに伴う側溝の整備、こういったもので北の川第1排水区については増額という形になっております。

それから、第2排水区の西の川、こちらについては先ほどお話ししたとおり、L型擁壁の設置に伴う地盤改良工法、それから仮設の駐車場ということで一時資材置き場、それから作業エリアということで、個人の土地をお借りしておりましたが、こちらが個人で駐車場に貸していた土地だったものですから、最終的にそれを整地してお返しする部分で増額となっております。

それから、JRとの近接工事、こちらの関係でL型擁壁の小口どめという、要はコンクリートで塞ぐ工事、こちらが増嵩という形でふえております。

それと関連しまして、震災関連でどうしても漁港内、何か所も工事しておるものですから、仮設に入る道路が必要ということで、浜田の公園内に仮設道路、一部進入路をつくっておりましたので、こちらの撤去、それからそれに絡む芝の張りかえ、平板ブロックの設置、遊具の再設置、そういったもので増額という形になっております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） というようなこの説明の部分を事前に全協でも何でもいいからやっぱり言ってもらえれば、ああ、そういうものもあって今回この増額なんだよねと理解できるので、そういう資料の提出を事前にさせていただきたいなというふうに思います。

回答はいいです。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第60号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第61号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第13、**議案第61号工事請負変更契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第61号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第62号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について

○議長（櫻井正人君） 日程第14、**議案第62号仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第62号仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第63号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

○議長（櫻井正人君） 日程第15、議案第63号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第63号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第64号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

○議長（櫻井正人君） 日程第16、議案第64号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第64号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第65号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について

○議長（櫻井正人君） 日程第17、**議案第65号宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第65号宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第66号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（櫻井正人君） 日程第18、**議案第66号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第66号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第67号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

○議長（櫻井正人君） 日程第19、**議案第67号宮城県市町村自治振興センター規約の変更について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第67号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

午前10時53分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第68号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（櫻井正人君） 日程第20、議案第68号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第68号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井正人君） ただいまの出席議員は17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、9番高久時男君、10番鈴木忠美君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井正人君） 念のため申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。

なお、白票の取り扱いは、会議規則第78条の2の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井正人君） 異常なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

9番高久時男君、10番鈴木忠美君、開票の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（櫻井正人君） 投票の結果を報告します。

投票総数 17票

うち有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 17票

反対 0票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第68号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第21 議案第69号 利府町教育委員会委員の任命について

○議長（櫻井正人君） 日程第21、議案第69号利府町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第69号利府町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井正人君） ただいまの出席議員は17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、11番吉田裕哉君、12番永野 渉君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井正人君） 投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。

なお、白票の取り扱いは、会議規則第78条の2の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井正人君） 異常なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

11番吉田裕哉君、12番永野 渉君、開票の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（櫻井正人君） 投票の結果を報告します。

投票総数 17票

うち有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 16票

反対 1票

以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第69号利府町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第22 議案第70号 利府町教育委員会委員の任命について

○議長（櫻井正人君） 日程第22、**議案第70号利府町教育委員会委員の任命について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第70号利府町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井正人君） ただいまの出席議員は17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、13番及川智善君、14番遠藤紀子君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井正人君） 投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。

なお、白票の取り扱いは、会議規則第78条の2の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井正人君） 異常なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

13番及川智善君、14番遠藤紀子君、開票の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（櫻井正人君） 投票の結果を報告します。

投票総数 17票

うち有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 17票

反対 0票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第70号利府町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第23 認定第1号から

日程第29 認定第7号まで

○議長（櫻井正人君） お諮りします。この際、日程第23、認定第1号から日程第29、認定第7号までは議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、日程第23、認定第1号から日程第29、認定第7号までは議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受けることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鈴木勝雄君） それでは、本定例会に提案いたしております認定第1号から認定第7号までの平成27年度各種会計決算の認定について、順次御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

初めに、**認定第1号平成27年度利府町一般会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が156億1,373万9,900円、歳出総額は134億6,731万6,950円となり、歳入歳出差引残額は21億4,642万2,059円でございます。

次に、**認定第2号平成27年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が34億3,219万9,009円、歳出総額は33億3,289万6,585円となり、歳入歳出差引残額は9,930万2,424円でございます。

次に、**認定第3号平成27年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が18億2,282万7,686円、歳出総額は17億8,308万6,408円となり、歳入歳出差引残額は3,974万1,278円でございます。

次に、**認定第4号平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が2億3,629万229円、歳出総額は2億3,363万3,574円となり、歳入歳出差引残額は265

万6,655円であります。

次に、認定第5号平成27年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が8億4,760万3,338円、歳出総額は8億1,846万5,433円となり、歳入歳出差引残額は2,913万7,905円であります。

次に、認定第6号平成27年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が1億3,348万4,000円、歳出総額は1億881万9,191円となり、歳入歳出差引残額は2,466万4,809円でございます。

次に、199ページをお開き願いたいと思います。

認定第7号平成27年度利府町水道事業会計決算でございますが、まず（1）収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益につきましては、決算額10億6,005万7,953円であり、支出の第1款水道事業費用につきましては、決算額8億5,920万3,670円でございます。

次に、201ページをお開き願いたいと思います。

（2）資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入につきましては、決算額784万1,059円であります。支出の第1款資本的支出につきましては、決算額6億3,204万1,473円でございます。資本的収支につきましては、6億2,420万414円の不足額が生じておりますが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,680万1,092円及び過年度分損益勘定留保資金5億8,739万9,322円で補填いたしております。

以上が認定7件でございます。

なお、会計管理者から概要を説明させますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

また、詳細につきましては、決算書の事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書をごらんいただくとともに、決算審査特別委員会におきまして各担当から御説明申し上げますので、慎重審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井正人君） 次に、会計管理者より概要の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（阿部智子君） それでは、認定第1号から認定第6号までの平成27年度利府町一般会計及び特別会計決算の概要について御説明いたします。

初めに、各種会計の款別決算額を御説明し、その後、各会計の実質収支について御説明いたします。

それでは、利府町歳入歳出決算書の3ページをお開き願います。

一般会計の決算状況につきまして御説明いたします。

まず、歳入でございますが、予算現額の合計額は170億1,758万1,314円で、収入済額の合計額は156億1,373万9,009円となっており、予算現額に対する収入率は91.8%となっております。また、調定額合計は158億1,295万683円で、調定額に対する収入率は98.7%となっております。

収入済額が予算現額を上回った主なものといたしましては、1款の町税が6,133万1,461円の増、収入率は101.3%となっております。また、5款株式等譲渡所得割交付金は511万9,000円、6款地方消費税交付金は1億555万3,000円、11款地方交付税は4,316万9,000円の増となっております。

予算現額に対して収入済額が下回った主なものといたしましては、15款国庫支出金、16款県支出金、19款繰入金、22款町債となっており、翌年度への継続事業に係る特定財源分が執行されなかったことによるものです。収入未済額につきましては、1億7,959万8,175円となっており、前年度対比で23%の減であります。次に、不納欠損額につきましては、1,961万3,499円となっております。

続きまして、歳出でございます。4ページをごらんください。

予算現額の歳出合計額170億1,758万1,314円に対し、支出済額合計が134億6,731万6,950円で、支出率は79.1%となっております。

各款の支出率につきましてはおおむね高い比率となっておりますが、平成27年度においても災害復旧関係で合計32億6,237万8,314円の繰り越し事業が発生していることから、2款総務費は85.4%、6款農林水産業費は19.2%、8款土木費は86.6%、10款教育費は88.8%、11款災害復旧費は69.1%の支出率となっております。13款予備費の支出額は、3,912万5,000円となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。

利府町国民健康保険特別会計の決算状況でございます。

予算現額の歳入合計額34億2,819万9,000円に対し、収入済額の合計額が34億3,219万9,009円で、予算現額に対する収入率が100.1%となっております。また、調定額合計は36億4,624万4,982円に対し、94.1%の収入率となっております。収入未済額につきましては、1款の国民健康保険税2億75万6,631円で、前年度対比で11.7%の減となっております。次に、不納欠損額につきましては、1款国民健康保険税で1,328万9,342円となっております。

続きまして、歳出でございます。6ページをごらんください。

予算現額の歳出合計額34億2,819万9,000円に対し、支出済額合計が33億3,289万6,585円で、支出率は97.2%となっております。

7ページをお開き願います。

利府町介護保険特別会計の決算状況であります。

予算現額の合計額18億2,937万9,000円に対し、収入済額合計が18億2,282万7,686円で、予算現額に対する収入率は99.6%となっております。また、調定額合計は18億3,695万8,992円で、調定額に対する収入率は99.2%となっております。収入未済額につきましては1,217万9,872円で、前年度対比で10.3%の増となっております。次に、不納欠損額につきましては、1款保険料で195万1,434円となっております。

続きまして、歳出でございます。

予算現額の歳出合計額18億2,937万9,000円に対し、支出済額合計が17億8,308万6,408円で、支出率は97.5%となっております。

続きまして、8ページをごらんください。

利府町後期高齢者医療特別会計の決算状況であります。

予算現額の歳入合計額2億3,617万9,000円に対し、収入済額合計は2億3,629万229円で、予算現額に対する収入率は100%となっております。調定額合計は2億4,317万6,929円で、調定額に対する収入率は97.2%となっております。収入未済額につきましては、1款後期高齢者医療保険料561万9,900円で、前年度対比で14.9%の減となっております。不納欠損額につきましては、1款保険料が126万6,800円となっております。

続きまして、歳出でございます。

予算現額の歳出合計額は2億3,617万9,000円、支出済額合計が2億3,363万3,574円で、支出率は98.9%となっております。

9ページをお開き願います。

利府町下水道特別会計の決算状況であります。

予算現額の歳入合計額は8億9,048万8,000円で、収入済額合計は8億4,760万3,338円となっており、予算現額に対する収入率は95.2%であります。また、調定額は8億5,294万1,544円で、調定額に対する収入率は99.4%となっております。収入未済額につきましては、1款使用料及び手数料502万7,811円となっており、前年度対比で6.3%の減であります。不納欠損額については、1款使用料及び手数料で31万395円となっております。

続きまして、歳出でございます。

予算現額の歳出合計額は8億9,048万8,000円、支出済額合計は8億1,846万5,433円で、支出率は91.9%となっております。また、翌年度繰越額は5,679万7,480円となっております。

続きまして、10ページをごらんください。

利府町町営墓地特別会計の決算状況であります。

予算現額の歳入合計額2億358万4,000円に対し、収入済額の合計は1億3,348万4,000円で、予算現額に対する収入率は65.6%となっております。また、調定額合計は1億3,348万4,000円で、調定額に対する収入率は100%となっております。

続きまして、歳出でございます。

予算現額の歳出合計額は2億358万4,000円、支出済額合計が1億881万9,191円で、支出率は53.5%となっており、翌年度繰越額は9,132万6,000円となっております。

次に、各種会計の実質収支に関する調書について御説明いたします。

110ページをお開き願います。

平成27年度利府町一般会計の実質収支につきましては、歳入総額156億1,373万9,000円、歳出総額134億6,731万7,000円、歳入歳出差引額は21億4,642万2,000円であります。うち、翌年度へ繰り越すべき財源16億5,355万8,000円を除いた実質収支額は4億9,286万4,000円で、地方自治法第233条の2の規定により、3億5,000万円を基金に編入しております。

次に、134ページをお開き願います。

利府町国民健康保険特別会計の実質収支につきましては、歳入総額34億3,219万9,000円、歳出総額33億3,289万7,000円で、歳入歳出差引額は9,930万2,000円であります。うち、翌年度へ繰り越すべき財源324万円を除いた実質収支額は9,606万2,000円で、地方自治法第233条の2の規定により、5,000万円を基金に編入しております。

次に、154ページをお開き願います。

利府町介護保険特別会計の実質収支額につきましては、歳入総額18億2,282万8,000円、歳出総額17億8,308万7,000円で、歳入歳出差引額は3,974万1,000円であります。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は差引額と同額となり、そのうち地方自治法第233条の2の規定により、2,000万円を基金に編入しております。

次に、164ページをお開き願います。

利府町後期高齢者医療特別会計の実質収支につきましては、歳入総額2億3,629万円、歳出総

額2億3,363万3,000円で、歳入歳出差引額は265万7,000円となっており、翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は同額となり、地方自治法第233条の2の規定に基づく基金への編入はございません。

次に、176ページをお開き願います。

利府町下水道特別会計の実質収支につきましては、歳入総額8億4,760万3,000円、歳出総額8億1,846万5,000円で、歳入歳出差引額は2,913万8,000円であります。うち、翌年度へ繰り越すべき財源1,323万9,000円を除いた実質収支額は、1,589万9,000円となっております。地方自治法第233条の2の規定に基づく基金への編入はございません。

続きまして、186ページをお開き願います。

利府町町営墓地特別会計の実質収支につきましては、歳入総額1億3,348万4,000円、歳出総額1億881万9,000円で、歳入歳出差引額は2,466万5,000円となっております。うち、翌年度へ繰り越すべき財源2,292万6,000円を除いた実質収支額は、173万9,000円となっております。地方自治法第233条の2の規定に基づく基金への編入はございません。

続きまして、187ページをお開き願います。

財産に関する調書について御説明いたします。

平成27年度中の行政財産及び普通財産の土地・建物の増減につきましては、土地が1万327.33平方メートル、建物が415.68平方メートルの増となっております。

次に、189ページの出資による権利から197ページまでの基金の状況につきましては、記載のとおりでございます。

以上が、平成27年度の利府町一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（櫻井正人君） 以上で提案理由及び概要の説明を終わります。

続いて、代表監査委員より平成27年度各種会計決算審査の意見の説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（宮城正義君） それでは、平成27年度利府町各種会計歳入歳出決算等の審査結果につきまして、概要を御説明申し上げます。

お手元に配付されております平成27年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書をごらんいただきたいと思っております。

今回の審査の対象となりました案件は、大きく4つの案件であります。

次のページの目次をお開きいただきたいと思います。

1つ目といたしまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づきます利府町一般会計のほか、5つの特別会計の歳入歳出決算審査であります。

次のページをお開きください。

2つ目といたしまして、地方自治法第241条第5項の規定に基づきます利府町土地開発基金の運用状況審査であります。

3つ目といたしまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきます利府町水道事業会計の決算審査であります。

4つ目といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づきます財政健全化及び経営健全化判断比率の審査であります。

1ページをお開きいただきたいと思います。

利府町各種会計歳入歳出決算についての審査結果であります。

1の審査の対象でございますが、平成27年度利府町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算につきましては、7月7日に町長から監査委員の審査に付されました。

2の審査の方法でございますが、（1）として、決算の計数は正確であるか、（2）として、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的になされているか、（3）として、収入支出事務は関係法令等に準拠して処理されているか、（4）として、財産の管理及び運用は適正になされているか等の観点から、担当部署から資料の提出を受け、さらに担当課長等及び班長に説明を求め、慎重に審査を実施いたしました。

なお、重複審査を避けるため、既に実施いたしました例月出納検査、定期監査、財政援助団体監査などの結果も参考にしております。その結果につきましては、8月26日に決算審査意見書として町長に提出しております。

3の決算の概要につきましては、ただいま会計管理者から説明がありましたので省略させていただきます。その内容につきましては、5ページ以降に資料として掲載しておりますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

2ページをお開きください。

4の審査の結果でございます。審査の結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数につきましては、正確であると認められました。

一方、歳入支出関係において留意すべき事項が認められました。

まず、収入関係のア、町税についてであります。町税は自主財源の主たるものであり、収入の増減は財政運営を左右します。収入強化を図るため、収納対策室を中心に年末、年度末の臨戸訪問や、休日開庁日、毎月末の相談窓口の開設、また、過年度滞納事案の一部を宮城県地方税滞納整理機構へ移管するなど、これまで以上に徴収に努力していることが認められました。

その結果、収入未済額は1億6,924万8,534円となりまして、前年度より5,158万8,629円減少しております。今後も町民の納税意識の高揚を図り、税の公平性の観点から、長期滞納者の所得及び資産の調査を行い、債権保全のための法的手段を含め、適切な徴収対策を講ずる必要があります。

3ページをごらんいただきたいと思います。

次に、イ、税外収入の収入未済額状況であります。所管課における徴収の努力は認められますが、町税同様、収入未済額の解消に努力をすべきであります。

私債権の保全、取り立て、消滅等の事務手続を定めた利府町私債権管理条例が平成27年9月に制定されました。今後は、この条例に基づき適正な管理がなされることを期待するものであります。

ウの特別会計における収入未済額につきましても、徴収の努力は認められますが、縮減の取り組みについて一層の創意工夫をすべきであります。

エの収納についてでございますが、コンビニエンスストアを利用した納入額は年々増加傾向にあります。利便性の高い納入方法でありますので、周知と利用の促進に努めていただきたいというふうに思います。

次に、4ページをお開きください。

公共施設の維持管理についてでございます。

良好な状況を維持するよう、保守や修繕に取り組んでいる努力は認められます。しかし、期間の経過とともにいずれ大規模な改修時期や更新時期も到来しますので、費用を含めた計画的な施設管理が望まれます。

次に、イの補助金の検証についてであります。

補助金等は、地方自治法にありますように、公益上必要がある場合に支出することができるものと規定されております。補助金の交付の判断につきましては、交付による効果についての検証等に努力するよう求めるものであります。

最後に、ウの下水道事業における不明水対策についてでございます。

不明水対策は、事業の健全経営を図る上で大切な対策であると考えます。不明水の実態把握に努めるとともに、その後の対応についても検討されることを望みます。

（２）のまとめといたしまして、平成27年度の一般会計予算は震災復興事業の進行によってこれまでで最高となる予算規模となりました。

主たる財源である町税は微増にとどまったものの、収入未済額は徴収の努力もあり、前年度に比べ約5,159万円減少しました。今後とも、収入未済額の解消に向けた取り組みに期待するものであります。

東日本大震災から5年が経過し、震災復興事業が着実に進んでいることは評価します。一部事業において外的な要因でおくれが生じていますが、被災地区住民のためにも早期完成を目指し取り組まれることを望むものであります。

20ページをお開きください。

利府町土地開発基金の運用状況についての審査結果であります。

地方自治法第241条第5項の規定に基づき、定額の資金を運用する基金として、平成27年度の運用状況を審査しております。

1の審査の方法及び2の運用の概要につきましては、記載のとおりでございます。

3の審査の結果及び意見でございますが、審査の結果、計数は正確であると認められました。

保有する土地を貸し付けし、収益を上げる努力は認められます。しかし、土地開発基金は、公共用地の円滑な取得を目的に創設された基金であり、土地の取得後は遅滞なく再取得をすべきものであります。

今後の基金活用のためにも、事業計画の見直し等を検討し、基金の趣旨に沿うようにすべきであります。

21ページをお願いします。

利府町水道事業会計決算についての審査結果であります。

平成27年度利府町水道事業会計決算につきましては、6月13日に町長から監査委員の審査に付されました。

1の審査の方法でございますが、決算審査に当たりまして、（１）として、経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、（２）として、事業の運営が法に定められている企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進に寄与しているかを主眼にし、審査いたしました。

2の決算の概要につきましては記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

29ページをお開きください。

3の審査の結果でございます。

収益的収入は、前年度より2,668万3,396円少ない9億9,081万7,568円となっております。これは、平成27年4月に実施した水道料金改定の影響により、給水収益が減少したことによるものであります。

収益的支出につきましては、仙南・仙塩広域水道の単価改正などにより、前年度より7,105万2,523円少ない8億2,302万3,394円となりました。その結果、収益的収支においては、1億6,779万4,174円の純利益が生じ、前年度の繰越利益剰余金を加えた2億7,434万7,515円が平成27年度の未処分利益剰余金となりました。

一方、資本的収入は、開発負担金の増加で784万1,059円となっております。資本的支出は、工事費及び委託料の増加で6億3,204万1,473円となりました。その結果、資本的収支においては、6億2,420万414円の不足額が生じましたが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

審査の結果、平成27年度の決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法に準拠して作成され、計数は正確であり、かつ、事業の経営成績及び財務状況を適正にあらわしているものと認められます。

意見といたしましては、平成27年度の水道事業は、使用水量は増加に転じましたが、料金の改定で給水収益は減収となりました。また、近年の節水機器の普及などにより、給水収益の伸びは今後も見込めない状況と推測されますので、より一層の事業経営の合理化と効率化を図られるよう望みます。

平成27年9月に利府町私債権管理条例が制定され、今回、条例に基づいた債権放棄がなされました。今後も未収金について適正な管理に努めてください。また、老朽施設の更新や耐震化の促進については、将来を見据え、計画的に実施されることを望むものであります。

なお、水道事業会計決算の審査に使用した資料は、30ページから32ページに掲載してありますので、こちらも後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

33ページをお開きください。

平成27年度財政健全化審査の審査結果であります。

2の審査の結果でございますが、審査に付されました健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字の状態ではなく、良好な状態であると認められました。また、実質公債費比率、将来負担比率につきましても、基準内数値となっており良好と認められます。

したがって、是正、改善を要する事項としては、特に指摘する事項はございませんでした。

次に、34ページをお開きください。

平成27年度経営健全化審査の審査結果であります。

2の審査の結果でございますが、水道事業及び下水道事業の資金不足比率については、資金不足の状態ではなく、良好な状態であると認められ、是正、改善を要する事項としては特に指摘する事項はございませんでした。

以上で平成27年度利府町各種会計歳入歳出決算等の審査結果の概要を終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で決算審査の意見の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております認定第1号から認定第7号までの平成27年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの平成27年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会のため、9月10日から9月15日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、9月10日から9月15日までの6日間を休会することに決定しました。

なお、再開は9月16日であります。決算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後0時15分 散 会

平成28年9月定例会会議録（9月9日金曜日分）

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成28年9月9日

議 長

署名議員

署名議員